

写

議案第七十六号

三朝役場の出張所設置条例等の廃止について

次のとおり三朝役場の出張所設置条例等を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第

号

三朝役場の出張所設置条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は廃止する。

三朝役場の出張所設置条例（昭和三十年三朝町条例第三号）

地方自治法第九十六条第二項の規定により議会の議決すべき事件指定の条例

（昭和二十九年三朝町条例第二十九号）

学校職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

（昭和二十九年三朝町条例第十一号）

学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

（昭和二十九年三朝町条例第十四号）

三朝町青年学級開設条例（昭和二十九年三朝町条例第五十一号）

三朝町農業労働力調整協議会条例（昭和三十六年三朝町条例第三十号）

三朝町農業委員会事務局設置条例（昭和三十六年三朝町条例第三十二号）

三朝町公舎使用料条例（昭和二十九年三朝町条例第五十三号）

附則

この条例は、公布の日から施行する。